

## 法第34条第9号（休憩所及び給油所）の運用基準

(平成26年4月1日施行)

最終改正 令和8年1月1日施行

### 1 開発区域

- (1) 開発区域は、道路幅員8メートル以上かつ有効幅員6メートル以上の高速自動車国道、国道、県道又は市道（道路幅員8メートル以上かつ有効幅員6メートル以上の国道又は県道と接続し、国道又は県道の代替機能を有すると認められるものに限る。）に6メートル以上接していること。
- (2) 大型観光ドライブインの開発区域にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。
- ア 水戸市の土地利用計画上支障がないものであること。
  - イ 高速自動車国道又は道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）に接し、又は高速自動車国道等のインターチェンジから半径1キロメートル（4車線以上の道路に接している場合にあっては、半径2キロメートル）の範囲内であること。
  - ウ 市街化区域から路線距離で500メートル以上離れていること。ただし、高速自動車国道等に接し、又は高速自動車国道等のインターチェンジから半径500メートルの範囲内である場合は、この限りでない。

### 2 申請者

申請者は、当該施設を自ら経営する者であること。ただし、建築物の賃貸契約等に基づき、継続的かつ適正に経営できることが確実と認められる場合は、この限りでない。

### 3 予定建築物の規模等

予定建築物の階数は2階建て以下、かつ、高さは10メートル以下とすること。

### 4 休憩所の基準

#### (1) ドライブイン

- ア 開発区域の面積は、1,000平方メートル以上とすること。
- イ 客席数は20以上とし、客席数2に対して1台以上の駐車スペースを有すること。
- ウ 自動車の運転者及び同乗者（以下「運転者等」という。）が利用できる便所（男女別及び多機能とする。）が設けられていること。

エ 客席は主として開放的な設備とし、休憩、食事又は喫茶のために必要な設備以外のものが設けられていないこと。また、その提供品目が主として酒類ではないこと。

#### (2) 大型観光ドライブイン

- ア 開発区域の面積は、5,000平方メートル以上とすること。
- イ 開発区域内の過半が駐車スペースであって、普通自動車50台以上及び大型観光バス5台以上が同時に駐車できるものであること。また、車両の入口及び出口は、別々に設けられていること。
- ウ 運転者等が自由に利用できる休憩施設及び便所（屋外から使用できるものであつ

て、男女別及び多機能とする。)が設けられていること。

エ 休憩、食事又は喫茶のための部分(以下「休憩スペース」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 一体で開放的な内部空間とし、床面積は300平方メートル以上、かつ、客席数は100以上とすること。

(イ) 休憩、食事又は喫茶のために必要な設備以外のものが設けられていないこと。  
また、その提供品目が主として酒類ではないこと。

オ 土産物売場を併設する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 一体で開放的な内部空間とし、床面積は休憩スペースと同規模かつ600平方メートル以下とすること。

(イ) 休憩スペースと同一棟かつ1階に設けられていること。

(ウ) 休憩スペースと明確に仕切られており、かつ、自由に往来できること。

(エ) 提供品目は地場特産品に限り、日用雑貨品等を含まないこと。

### (3) コンビニエンスストア

ア 開発区域の面積は、1,000平方メートル以上とすること。

イ 開発区域内に運転者等が自由に駐車して休憩できる十分な駐車スペースを有すること。

ウ 運転者等が自由に利用できる便所(男女別及び多機能とする。)及びその旨を運転者等に明示する屋外看板(トイレマーク等)が設けられていること。

エ 予定建築物の延べ面積は、200平方メートル以下とすること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

(ア) 業務の用に供する部分(店舗、事務室及び調理室)の床面積が200平方メートル以下であること。

(イ) 管理上必要と認められる部分(休憩室、湯沸室、更衣室、シャワー室、便所及び倉庫)の床面積が業務の用に供する部分の床面積の2分の1以下であること。

## 5 給油所の基準

(1) 開発区域の面積は、1,000平方メートル以上とすること。

(2) 洗車場及び自動車点検のための作業所を併設する場合にあっては、作業所の床面積は150平方メートル以下とし、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第94条の2第1項の指定を受けた事業場(指定工場)でないこと。

## 6 複合施設

2以上の休憩所の複合施設(2以上の施設を一の建築物とする施設をいう。以下同じ。)又は休憩所及び給油所の複合施設は、各施設の基準を満たしている場合に限り、本基準で取り扱うものとする。